


投資簿価修正における簿価純資産価額の特例計算
に関する経過措置を適用する旨の届出書

<div style="text-align: center;">  <p>令和 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> </div>		提出法人 (経過連結親法人)	納税地 (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名	※整理番号 ※通算グループ整理番号
		〒 電話 () -		

法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第137号）附則第6条第3項（有価証券の1単位当たりの帳簿価額及び時価評価金額に関する経過措置）の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した書類を提出します。

経過連結親法人の令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度		自令和 年 月 日 至令和 年 月 日	
経過適格合併の日		平成・令和 年 月 日	
経過適格合併に係る	合 併 法 人	経過連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなった日 (フリガナ)	平成・令和 年 月 日
		連結子法人名等	
		本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ)	
		代表者氏名	
	被 合 併 法 人	経過連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなった日 (フリガナ)	平成・令和 年 月 日
		連結子法人名等	
		本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ)	
		代表者氏名	

【その他参考事項】

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	--------	-------------	------------------	--------	--------	--------	-----------------------	-------	--------

「投資簿価修正における簿価純資産価額の特例計算に関する経過措置を適用する旨の届出書」の記載要領

この届出書は、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第137号）（以下「令和4年改正令」といいます。）附則第6条第3項（有価証券の一単位当たりの帳簿価額及び時価評価金額に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合に使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）（以下「令和2年改正法」といいます。）附則第29条第1項の規定により法人税法第64条の9第1項の規定による承認があったものとみなされた内国法人（令和2年改正法による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法」といいます。）第2条第12号の6の7に規定する連結親法人であったものに限り、以下「経過連結親法人」といいます。）が、令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

2 各欄の記載要領

- (1) 「経過適格合併の日」欄には、この届出に係る経過適格合併（経過連結親法人の令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日以前に行われた適格合併のうち、次の合併をいいます。以下同じです。）の日を記載してください。
 - イ 経過対象子法人（その適格合併の日の前日においてその経過連結親法人との間に令和2年旧法第2条第12号の6の7に規定する連結完全支配関係（以下「連結完全支配関係」といいます。以下同じです。）があった法人をいいます。）を被合併法人及び合併法人とする合併
 - ロ 経過対象子法人のみを被合併法人とする合併で法人を設立するもの
- (2) 「被合併法人」欄には、この届出の対象とする経過適格合併に係る被合併法人について記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
- (3) 「税理士署名」欄は、この書類を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (4) 「※」欄は、記載しないでください。

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。